平成２８年（フ）第５１５号
埼玉県越谷市東越谷３丁目５番地11　グリーンパロット202、旧住所埼玉県吉川市大字川藤1872番地14
債務者　石川　英樹
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８４７号
千葉市美浜区高洲２丁目２番４棟302号
債務者　小野塚聡克
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４８号
千葉市美浜区高洲２丁目２番４棟302号
債務者　小野塚富美恵
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１６号
千葉県市原市馬立1908番地の２
債務者　坂本つよ子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００５号
千葉県市川市南八幡３丁目20番１－308号（Ｋ・Ｙ南八幡）
債務者　田原　加織
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１４号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟305号
債務者　岡崎　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１９号
千葉県市原市五井東３丁目14番地９　アーバン五井東106
債務者　遠藤　正男
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３１号
千葉県市川市幸１丁目12番６号　（ローズガーデン３号）
債務者　長谷川梨沙（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３６号
千葉県市原市姉崎962番地８　市営富士見住宅２号
債務者　山下　裕代
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３７号
千葉県船橋市みやぎ台１丁目３番３号　福田ハイツ201号
債務者　石神　光治
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
千葉県香取市佐原イ741番地
債務者　豊泉　康子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第４５１号
川崎市川崎区大島１丁目４番８－202号　ＥＡＳＴ　ＢＬＵＥ
債務者　長島　俊幸
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
川崎市高津区二子２丁目７番29－306号　ヴィラアヴィリティ、前住所埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｄ－409
債務者　馬場絵莉子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
川崎市川崎区中島１丁目２番15号　グランデュール和田　102
債務者　大屋　裕之
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０８号
川崎市多摩区生田３丁目１番34－305号
債務者　深澤　　哲
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５４６号
名古屋市昭和区五軒家町27番地の９　マーブルクレスト五軒家301号
債務者　安藤　　昌
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２１号
高知市佐々木町55番地　キアラ103号室
債務者　永島　卓弥
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
高知地方裁判所破産係